平成２８年１１月

【海産物の電話勧誘】

【相談】

１人暮らしの母（８０）宅に行ったところ、大きな発泡スチロールの箱があった。話を聞くと、遠方の業者からカニ、ホッケなどを勧める電話があり承諾したらしい。今日、冷凍便で届き、代金引換で１万円を支払ったとのことだった。本当は返品したいと言っているがクーリングオフができるだろうか。

【アドバイス】

最近、県内の高齢者宅に遠くの県の業者からカニ、昆布などの海産物を勧める電話がかかってきたという相談が増えています。突然の電話で曖昧な返事をしたので送ってきたとか、断っても他の商品をサービスするなどとしつこく勧誘され断り切れなかったというケースもあります。

　この相談のようなカニ（生もの）であっても、電話勧誘販売なら契約書面を受け取ってから８日間はクーリングオフ（無条件解除）ができ、支払った代金も返金されます。最近では契約書面とも考えられるはがきが事前に届くことがあり、クーリングオフの期間についての注意が必要です。

　相談者には①会社の代表者宛てにはがきを書き、裏に具体的な契約内容と契約を解除するので返金してほしいなどの必要事項を書く②表裏両面のコピーを取り簡易書留で送付する③商品はきちんと梱包（こんぽう）し着払いで返送する－と助言しました。

　数日後、相談者から「クーリングオフができ代金も全額返金になった」と報告がありました。

　クーリングオフ期間を過ぎていても返品できる場合もあります（勧誘方法に問題があったり、契約書に不備があったりする場合など）。あきらめないでご相談ください。

　不要ならきっぱり断りましょう。もし断ったのに届いた場合は受け取り拒否をしてください。

　…………………………

　消費者ホットライン　電話１８８（いやや！）…お近くの消費者センターにつながります。